

第3節 その他の取組

1 海上自衛隊の抜本的改革

海上自衛隊は、イージスシステムにかかる特別防衛秘密の流出、協力支援活動にかかる給油量の取違えなどの連続した不祥事を受け、再発防止とともに中・長期的な組織の体質改善を図るため、昨年3月に海上幕僚長を長として、主要部隊指揮官などをメンバーとする海上自衛隊抜本的改革委員会（抜本的改革委員会）を設置した。抜本的改革委員会は、合わせて4回の会合を行い、海自の

任務、教育、組織などについて、現場部隊の意見などを踏まえ、幅広い意見交換を行った。

海自は、抜本的改革委員会における議論を踏まえた改革の方針を全部隊に示すため、「海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針について」（海上幕僚長通達）を、昨年12月24日に発出した。

（図表IV-3-1 参照）

図表IV-3-1 海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針について（骨子）

1 問題点の分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時からの任務が増大、多様化したことによる、護衛艦部隊等の人員不足による問題の顕在化 ○ 冷戦期以来の我が国防衛の任務に加え、任務の多様化により、隊員の目的意識が分散・希薄化 ○ 長期にわたる航海で一般社会から離れるなどの厳しい艦艇乗員としての勤務環境と、現代の若者気質がかい離。さらに、艦艇乗員は、戦闘艦艇という運命共同体の一員としての船乗り気質を醸成できる反面、指示待ちやときに刹那的な行動をとる場合あり
2 改革の方針	<p>「心身ともに健全で足腰のしっかりしたプロ集団たる海上自衛隊」を作ることを改革の基本方針とし、「物先行型から人・物均衡型の海上防衛力への転換」をその中核に位置づけ、「防衛力の在り方検討」等の各種検討との整合を図りつつ、改革を推進</p>
3 改革の3本柱	<p>防衛省改革会議報告書の改革の三原則を踏まえ、以下を改革の3本柱とする。</p> <p>(1) 装備と人員のバランスのとれた体制への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 護衛艦部隊の充足率向上 ○ 定員の考え方の見直し ○ 業務の削減と効率化 ○ 女性自衛官の採用・登用の拡大 ○ 多角的な広報の推進 <p>(2) プロフェッショナル養成態勢の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入隊時教育の充実 ○ リフレッシュ教育の推進（注） ○ 艦艇長養成の仕組みの再構築 <p>(3) 活みなぎる組織の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務と休養のバランスの確保 ○ 健全な余暇活動の奨励 ○ 隊務運営改善等による活性化 ○ 処遇の改善 ○ 就職援護の推進
4 フォローアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抜本的改革の実効性を高め、各種施策を着実に推進するために海上幕僚副長を長とする「海上自衛隊抜本的改革施策化推進委員会」を設置し、改革の方策のさらなる検討、施策化の推進、実施の監督 ・ 特別警備隊関係の課程学生の死亡事案等の、捜査・調査等が継続中の案件については、フォローアップ体制で対応

（注）中堅隊員のマンネリ化防止、隊員の原点回帰促進のために行う、階級に応じた短期間講習の新設など

海自は、海上自衛隊の改革の実効性を高め、各種施策を着実に推進するために、海上幕僚副長を長とする「海上自衛隊抜本的改革施策化推進委員会」を昨年12月24日

に設置し、改革の方策の更なる検討、施策化の推進および実施の監督を行っている。

2 自衛隊員倫理規程などの遵守のための取組

99（平成11）年8月、国家公務員倫理法とともに自衛隊員倫理法が成立し、翌年4月から施行された。この法律に基づいて政令で自衛隊員倫理規程が設けられた。

防衛省は、職員の法令遵守意識や倫理観の一層の涵養のため、自衛隊員の倫理、服務、コンプライアンス¹などについて、管理者研修を新設するなどして教育を行ったほか、防衛監察も行ってきた。今後も、教育・研修の充実や防衛監察制度の一層の活用などに取り組むこととしている。

昨年10月、防衛医科大学校の教授が、医学教育用機器などの調達に関して収賄容疑で逮捕され、防衛省は、本年3月13日、同教授について免職処分を行った。また、同教授は、本年3月19日、東京地方裁判所から有罪の判決を受けた。防衛省は、在職中の行為に関して、元教授が有罪の判決を受けたことを重く受け止め、今後このような事案が再び起こることのないように、職員に対する服務指導に努めている。

1) 法令などを遵守すること